

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和7年平和記念式典会場入口等警備業務
- 2 履 行 場 所 平和記念公園及びその周辺（広島市中区中島町1番）ほか2か所（中区、安芸区の屋内施設を予定）
- 3 警 備 期 間 令和7年8月6日（水）4時30分～12時00分（事前準備・撤去作業等の時間を除く。）

4 業務内容等

(1) 手荷物検査及び金属探知

ア 受注者は、別表のとおり各ゲートに手荷物検査用の警備員と金属探知用の警備員をそれぞれ配置し、別紙「広島市平和記念式典警備における入場者チェックについて」に従い、各ゲートにおいて入場希望者に対する手荷物検査及び金属探知を実施し、危険物等の発見及びその対応を行う。ゲートの位置は別図1「令和7年平和記念式典会場図」を、各ゲートにおける検査の種別及び人員の配置は別図2-1～7「手荷物検査・金属探知体制図」を参照すること。

また、メインゲート①については、別図3「メインゲート①入口体制図（イメージ）」のとおり、手荷物検査場の入口付近に警備員2ポスト以上を配置し、入場希望者の列の整理を行う。

さらに、セキュアゲート①②の入口付近に警備員3ポスト以上を、予約者専用入場ゲートの入口付近に警備員2ポスト以上を配置し、入場希望者の列の整理を行う。

イ 受注者は、セキュアゲート及び再入場ゲートで実施する金属探知に使用するゲート式金属探知機（以下、「機器」という。）の設置及び撤去を行うこととし、機器はFisher labs社製M-SCOPE110又はサンモニター社製WT2000とすること。ただし、事前に広島市が承認した場合には、同等（サイズやバッテリー駆動が可能であることなど）の機器の使用を可能とする。

また、機器は各ゲートに必要な数設置し、故障等の不測の事態に備えて式典会場内に予備として2機を用意するとともに、機器のオペレーションに必要な人員を配置すること。機器の設置及び撤去のスケジュールは別途指示する。

ウ 受注者は、手荷物検査及び金属探知を開始するまでの間、各ゲートへの入場希望者の列の整理を行っている広島市職員の補助を行う。

また、入場規制の開始・解除等に伴い、市職員が柵やカラーコーン等を移動させる必要がある場合には、これを補助する。

エ 受注者は、アを行うに当たり、会場内に総括責任者を1ポスト配置し、業務の統括及び各警備員の指揮・監督を行うとともに、各ゲートに責任者を1ポスト以上配置し、総括責任者を補佐する。

オ 受注者は、手荷物検査及び金属探知の実施に当たっては、平和記念式典の開始時刻までに全ての入場希望者が式典会場に入場できるよう迅速かつ適切に行うこと。また、式典開始後においても、引き続き入場希望者に対し、手荷物検査及び金属探知を実施する。

カ 何らかのトラブルの発生等により手荷物検査又は金属探知の中断が予測されるような場合においても、現場責任者が適切な対応を行い、警備員が引き続き手荷物検査及び金属探知を実施できる体制を確保すること。

(2) 公園巡視（原爆ドーム周辺、遊撃班）

ア 受注者は、広島市職員による公園巡視に同行する警備員を別表のとおり配置し、5時00分から、入場規制範囲内にいる公園利用者に対する公園外への移動要請や、入場規制中の禁止行為等に対する中止要請及び式典会場外への退去命令等の補助を行う。入場規制中の禁止行為等は次のとおり。

(ア) 危険物、大きな音を発するもの（マイク・拡声機・楽器類等）、プラカード・ビラ・のぼり・横断幕等、式典の運営に支障を来すと判断されるものの持込み

(イ) ゼッケン・タスキ・ヘルメット・鉢巻等の着用

(ウ) 小型無人機（ドローン等）の飛行

(エ) 物を投げる、大きな音声を発する、立入不可エリアに無断で侵入するなど、式典の妨げとなると判断される行為

(オ) 他の公園利用者の通行その他の公園の利用に支障を来すと判断される行為

【具体例】

- ・他の公園利用者を強引に排除して場所を使用する
- ・公園内に大人数で滞留して他の利用者の通行を妨げる

- ・入場口前で手荷物検査を拒否する、口論する等して滞留し、他の利用者の入場を妨げるなど

(カ) 公園の利用者間の調整を図るために市職員等が実施する警備に支障を来すと判断される行為【具体例】

- ・警備のための移動要請等に従わない
- ・規制線や検査場を強行突破するなど警備を妨害する など

イ 受注者は、アを行うに当たり、各班に責任者を1ポスト以上配置し、各警備員の指揮監督を行う。

(3) 公園巡視（原爆ドーム周辺を除く、入場規制範囲）

ア 受注者は、別表のとおり警備員を配置し、4時30分から5時00分の間、入場規制予定範囲の公園利用者に対して、入場規制に係る事前周知（声かけ等）を行うとともに、5時00分から7時00分の間、前記4(2)アと同様の業務を行う。

イ 受注者は、アを行うに当たり、各班に責任者を1ポスト以上配置し、各警備員の指揮監督を行う。

(4) 外周警備

ア 受注者は、入場規制範囲の外周部の警備に当たる警備員を別表のとおり配置し、各ゲート以外の場所からの侵入を試みる者を制止するなどの対応を行う。具体的な配置場所は別途指示する。

イ 受注者は、アを行うに当たり、責任者を1ポスト以上配置し、各警備員の指揮・監督を行う。

ウ 受注者は、入場規制の開始・解除等に伴い、市職員が柵やカラーコーン等を移動させる必要がある場合には、これを補助する。

(5) 平和記念資料館入館者待機列整理等

ア 受注者は、7時00分から10時00分まで、警備員を別表のとおり配置し、待機列の整理や誘導案内、退場者の人流整理等の対応を行う。具体的な配置場所は別途指示する。

イ 受注者は、アを行うに当たり、責任者を1ポスト以上配置し、各警備員の指揮・監督を行う。

ウ 受注者は、待機列整理等に伴い、市職員が柵やカラーコーン等を移動させる必要がある場合には、これを補助する。

エ 当該業務に配置する警備員は、前記4(3)で配置する警備員と兼ねることができる。

(6) その他屋内施設警備

ア 受注者は、別表のとおり式典会場のほか2か所（中区、安芸区の屋内施設を予定）に手荷物検査用の警備員と金属探知用の警備員をそれぞれ配置し、別紙「広島市平和記念式典警備における入場者チェックについて」に従い、各施設への入場希望者に対する手荷物検査及び金属探知を実施し、危険物等の発見及びその対応を行う。各施設における人員の配置は別途指示する。

イ 受注者は、アを行うに当たり、各施設に責任者を1ポスト以上配置し、各警備員の指揮・監督を行う。

ウ 受注者は、金属探知に使用する機器の設置及び撤去を行うこととし、ゲート式金属探知機の仕様は前記4(1)イと同様とする。

(7) 共通事項

ア 前記4(1)アに記載する手荷物検査場・セキュアゲート①②・予約者専用入場ゲートの入口付近に配置する警備員及び前記4(3)に従事する警備員（別表で*印のある警備員）を除き、前記(1)～(6)の業務に従事する責任者及び警備員（以下「従事者」という。）は、警備業法及び関係法令で定められた教育や訓練を受けた現場活動の熟練度の高い者とする。

イ 業務中に危険物等や不審な行動をする者を発見し、又は不穏な状況が察知されたときには、直ちに各入口に配置された広島市職員及び警察官に報告する。

5 従事者の遵守事項

(1) 常に受注者所定の衣服を着用し、当該業務の受注者であることが容易に識別できるようにするとともに、身分証明書を携帯し、広島市と連携しながら業務を行うこと。

(2) 平和記念式典の趣旨を踏まえ、従事者として品位を保ち（過度な染髪、他人に不快感を与えるおそれのある髪型・アクセサリー等は認めない。）、入場希望者に対しては、礼儀正しく対応すること。

6 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ広島市に対し、書面をもって従事者の住所氏名等を報告しなければならない。これらに変更があったときも、また同様とする。

(2) 委託業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出し、広島市の承認を受けるものとする。また、業務終了後においては、委託業務実施報告書を作成し、提出すること。

- (3) 業務を行うために必要な衣服、無線機、ゲート式金属探知機、携帯用金属探知機、金属探知用物入れかご等（テント、机、看板及びベルトリールを除く。）は、全て受注者の負担とし、受注者が責任を持って管理する。

7 注意事項等

- (1) 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。
- (2) 委託業務の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- (3) (2)に関わらず、(2)に規定する賠償額のうち、広島市の指示、貸与品等（広島市が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他広島市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、広島市がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、広島市の指示又は貸与品等が不適當であること等広島市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- (4) (2)及び(3)の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、広島市及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
- (5) 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。
- (6) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、広島市と受注者で協議して定めるものとする。

別表

【手荷物検査及び金属探知】

(単位：ポスト)

区 分	手荷物検査		警備員 (計)	責任者
	通常	優先・許可済		
メインゲート①	16	5	21	1
メインゲート②	8	4	12	1
予約者専用入場ゲート	8	4	12	1
サブゲート①	4	4	8	1
サブゲート②	4	4	8	1
サブゲート③	4	4	8	1
計	44	25	69	6

区 分	金属探知 (ゲート式)	金属探知 (携帯用)	再金属探知 (携帯用)	警備員	責任者
セキュアゲート①	16	0	16	32	1
セキュアゲート②	2	15	17	34	1
再入場ゲート	4	0	4	8	1
計	22	15	37	74	3

※ この他、入場希望者整理のため、メインゲート①②に警備員*2ポスト以上、セキュアゲート①②に警備員*3ポスト以上、予約者専用入場ゲートに警備員*2ポスト以上を配置すること。

※ また、当該業務の統括及び各警備員の指揮・監督を行う統括責任者を1ポスト配置すること。

【公園巡視】

(単位：ポスト)

区 分	班体制	警備員	責任者
原爆ドーム周辺	7班 (予定)	79	7
遊撃班	2班 (予定)	6	2
原爆ドーム周辺を除く、入場規制範囲	5班 (予定)	50*	5
計	14班 (予定)	135	14

【外周警備】

(単位：ポスト)

区 分	警備員	責任者
一式	70	5

【平和記念資料館待機列整理等】

(単位：ポスト)

区 分		警備員	責任者
平和記念資料館東館北	(入館希望者待機列整理)	15	1
平和記念資料館東館入口前	(退場者誘導案内)	25	1
計		40	2

【その他屋内施設警備】

(単位：ポスト)

区 分	手荷物検査	金属探知 (ゲート式)	再金属探知 (携帯用)	警備員	責任者
中区 (予定)	1	1	1	3	1
安芸区 (予定)	1	0	1	2	1
計	2	1	2	5	2

備考

- 1 配置ポスト数は、この表のポスト数を基本とし、下回らないこと。
- 2 この表及び別図1において「優先」とは、被爆者・遺族、高齢者及び障害者など配慮が必要な入場希望者に対して行う優先的な検査のことをいい、「許可済」とは、公園使用に関して事前に許可を受けた団体等の関係者に対して行う検査のことをいう。
- 3 責任者は専任とすること (警備員との兼務は不可)。